

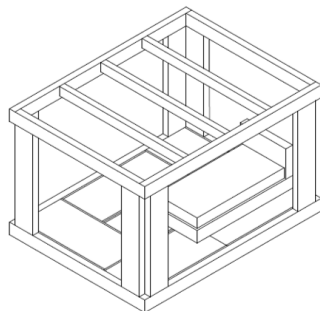
福島市木造住宅耐震改修等補助事業 耐震シェルター等の設置補助希望者募集 (令和8年度)

耐震診断により耐震基準に満たないと判定された住宅を対象に、屋内に安全な空間を確保する耐震シェルターや防災ベッドの設置費用の一部を補助します。

1、耐震シェルター等とは？

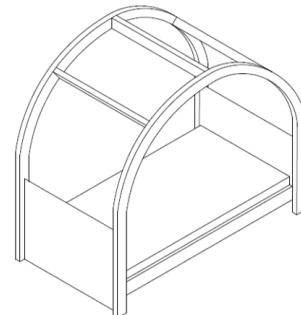
耐震シェルター等とは、主に耐震シェルターと防災ベッドに分けられます。

耐震シェルター



住宅の一室に木材や鉄骨などで箱型の空間をつくり、安全を確保する装置です。

防災ベッド



住宅の一室に鉄骨などでベッド型のシェルター空間をつくり、安全を確保する装置です。

2、募集戸数及び対象地域

募集戸数 計4戸程度

対象地域 市内全域

3、対象となる住宅の主な要件（次の要件すべてを満たすもの）

- (1) 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（昭和56年6月以後に増改築された住宅を除く）
- (3) 所有者が自ら居住するまたは居住する予定の専用若しくは併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)であること
- (4) 3階建て以下の木造住宅
- (5) 建築基準法違反に対する是正命令の対象にならないもの
- (6) 原則令和9年2月26日（金）までに設置の完了及び報告書の提出が可能なもの

4、補助金額

耐震シェルター等設置費の4/5（上限30万円）

※耐震シェルター等の設置費とは、耐震シェルター等の製品代その他、耐震シェルター等の設置に係る工事費や製品の輸送費を含みます。

※補助対象となるのは、耐震シェルター等を原則1階の居室又は居室の一部に設置する場合に限ります。

5、対象となる耐震シェルター等

国、地方公共団体、公的試験機関等により安全性の評価を受けたものが対象となります。対象となるかどうか分からない場合は、事前にご相談ください。

対象となる耐震シェルター等の一例

分類	名称	会社名	電話番号
耐震シェルター	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店	0120-422-231
耐震シェルター	減災寝室	有限会社扇光	0120-57-2535
耐震シェルター	木質耐震シェルター 70K	(一社)耐震住宅100% 実行委員会	03-6897-6789
防災ベッド	防災ベッド標準型 BB-002	株式会社ニッケン鋼業	0544-58-8336
防災ベッド	介護ベッド用防災フ レーム	株式会社ニッケン鋼業	0544-58-8336
防災ベッド	耐震ベッド・シェル ター「ウッドラッ ク」WOOD-LUCK	新光産業株式会社 東京支店	03-6810-7900

6、申込方法等（必ず事前相談をお願いします。）

- (1) 募集期間 令和8年7月6日（月）～10月30日（金）まで
（予算額に到達次第終了。応募者多数の場合は月締めで抽選。）

(2) 必要書類及び申込方法

住宅政策課へ事前相談をお願いします。その後、必要書類を住宅政策課の窓口にご持参ください。

【受付時必要な書類】

- ① 耐震シェルター等の設置申請書
- ② 木造住宅耐震診断書及び結果報告書の写し
- ③ 案内図、平面図（耐震シェルター等の設置位置がわかるもの）
- ④ 耐震シェルター等設置見積書
- ⑤ 耐震シェルター等の内容がわかる書類（仕様書、製品カタログ等）

【対象者決定後必要な書類】

- ⑥ 注意事項確認書
- ⑦ 補助対象住宅の登記事項証明書（原本）
- ⑧ 市税の完納証明書（原本）

(3) 問い合わせ先

福島市役所6階 住宅政策課住宅政策係

☎（直通）024-525-3734

k-juu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

耐震シェルター等の設置補助事業のながれ

